

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 議会広報のあり方について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議会広報のあり方についてとりまとめ案を提示し、各項目の確認決定、実施目途について確認を行った。
- ・ 確認決定した、議会だよりの会派名の掲載及びインターネットでの議会放映に関する予算要望について、議長に対し委員会として要望していく。
- ・ 条例の文案及び解説の趣旨については、今後引き続き検討していくこととした。

【ホームページの掲載項目の見直しについてで出された質問及び回答】

問 会派における視察報告書をホームページに掲載する際のフォーマットについて、視察先1か所につき1枚と考えてよいか。

答 視察先1か所につき1枚と考えています。

問 書式については賛同するが、文字数の制限や書体について基準を設けるべきではないか。

答 最大文字数や書体・ポイントについては指定することが必要だと思います。

【議会だよりの充実についての主な意見】

- 採決結果の掲載について棄権などの取り扱いといった課題もあり、継続的に検討していくこととされているが、やはり早急に実施していただきたい。すべての議案を掲載する必要はなく、反対があった議案だけであれば紙面についても拡大にならないと思う。
- 賛否の結果の掲載には前向きな考えだが、課題もあることから、視察なども踏まえ引き続き検討をし、課題を解決したのち、掲載していく方向でよいと思う。

【条例文及び解説についての主な意見】

- 条文に広く「公表」と記載されているが、情報であるならば、「公開」としたほうが、よいのではないか。
- この条文の最後は努力規定になっているが、努力規定でよいのか今の段階では判断できない。これからの調査研究を進める中で、最終的に文言などは整理していけばよいと考える。

(2) 傍聴者を増やすための努力について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、傍聴者を増やすための努力について正副委員長案を提示し、各項目について確認決定を行った。
- ・ 12月議会から本会議の全日程において、議案概要、会期予定を配布することを確認した。
- ・ 本会議及び委員会の議事の流れるわかる資料に関し、次回委員会において正副委員長案を提示する。
- ・ 回覧板、掲示板を活用した議会日程の周知については、実施することが可能かどうか関係部局と調整の上、次回委員会で引き続き検討する。
- ・ 本会議のわかりやすい運営のため、議員はできるだけわかりやすい言葉を使うように努力することとし、12月議会から実施する。また議員だけでなく、執行部に対しても要望していく。

【傍聴者への配布資料の充実についてで出された質問及び回答】

問 掲示板や回覧板の活用について、庁内の調整は簡単にできるか。

答 毎年4月のはじめに駐在員会議があるので、そこで依頼をしていくことになると思います。議会専用の回覧板を作成することは難しく、掲示板についても、駐在員さんの手間を考えると十分な調整が必要だと思います。

問 回覧板の配布部数は何枚か。

答 約2,800枚です。

【傍聴者への配布資料の充実についての主な意見】

- 地区掲示板の活用は、手間や掲示物の作成などの課題があることから、地区回覧板で議会日程を周知していったらどうか。
- 議会の日程は広報に掲載し、すでに全戸配布されている。回覧板は多くの人の手間が掛かる上、隅々まで見ない方も多い。また、掲示板に貼る場合も雨風を防ぐためにラミネート加工をするなど、それなりの手間が掛かる。
- 以前に駐在員をしたことがあるが、それほど手間は掛からない。ただ、紙代、印刷代は必要となる。
- 掲示にせよ、回覧板にせよ、地区ごとで運用方法は様々である。よって細かいことまで議会で規定することは難しい。
- 回覧板については、議会日程が入っているということが周知されれば、興味がある人は見ていただけと思う。掲示板も場所にもよるが、見る人、見ない人は決まっている。両方とも活用できればと思うが、年4回なのでそれほど、手間は掛からないと思う。
- 回覧板は配布物が多いと綴じ方によっては、下のほうは見ていただけない可能性が高い。掲示板は地区の会長、駐在員に依頼すれば、貼っていただけるのではないかと思う。
- 議会専用の回覧板を作ることはできないか。作成できれば、それに議会がどこでいつ開かれているのか、どうすれば傍聴できるのかなどの基本的なことを記載して周知することもできる。
- 回覧板や掲示板の内容について、一般質問の項目まで載せたいと思うが、質問者の人数により、紙面の構成や字の大きさなども検討する必要がある。また駐在員に配布物を渡す日によっては、一般質問は間に合わないこともあり、日程だけならば広報と同じになってしまう。
- 掲示板に一般質問まで載せるとすれば、各議員が掲示板に貼りに行くこととなる。
- 回覧板、掲示板とも議会日程だけでよいのではないか。
- 傍聴者の拡大を図るのであるならば、一般質問の項目は地域のこと、人によっては興味のあることもあると思うので、掲載したほうがよい。

- 回覧の時期も含めて、議会日程しか配布することはできないと考える。一般質問については、各議員が積極的に声かけを行うなど主体的に取り組んでいくことが必要であり、そうしたことも条例に掲載していったらどうか。

【一般質問項目等の事前周知についてで出された質問及び回答】

問 1階ロビーの壁面の広告スペースを議会が買って、議会の案内を掲示することはできるか。

答 広告スペースを市の予算で買って、市の歳入に入れるのは意味がありません。ただし、議会独自の掲示板を設置し案内を出すことは可能かと思えます。

問 議会独自の掲示板は本会議開催日のみでなく、一般質問の通告から一般質問が行われるまでの10日間程度掲示できないか。

答 10日間程度であれば可能と思われます。

問 C A T Vを活用しての一般質問項目の周知について、大項目だけでも放映できないか。

答 1週間では編集ができませんし、大項目だけとはいえ、短い放送時間で表示することは難しいと思えます。

【一般質問項目等の事前周知についての主な意見】

- 庁内全体の（モニター）案内板を使用できればと思うが、難しければ、議会独自の案内板を作成したらどうか。費用は掛かるが、議会単独で案内板を持つことは意義があると考えます。

- 以前はC A T Vの文字放送を活用して議会日程を流しており、これを再開すべきである。

- メルマガを活用した一般質問項目の周知については、すでにホームページに掲載しており、必要性がないと考える。

- 傍聴者への啓発について、各議員が努力するだけでなく、キャンペーンなどと銘打って、議員全員で積極的に声かけを実施してはどうか。

- 手話通訳や要約筆記についてはP Rがされていないようなので、広報、ホームページに掲載し、利用者の拡大を図るべきだと思う。

(3) 会議の原則公開について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、会議の原則公開についての意見交換を行った。

【会議の原則公開についての主な意見】

- 全員協議会、委員協議会ともに公開する。議案説明会も各委員会の予算審査での説明を省くためにも公の会議に位置付けてはどうか。
- 開かれた議会としていくためにも、すべての会議を原則公開とする姿勢を示す必要がある。
- 会派代表者会議は調整の場として非公開にしておくべきだ。最終決定は議会運営委員会など傍聴可能な公の会議で行われている。全員協議会、委員協議会ともに理事者側との情報共有の場として、これまでも活用されてきたことから性格上、公開は適さない。議案説明会は議案の説明であり、決定されていない事項が、どのように利用されるか不安なので、公開には適さない。常任委員長会議、議会報編集委員会会議は公開してもよいが、調整の場となることもあると思うので、非公開のままにしておくべきではないか。
- 開かれた議会を目指すためにも、すべての会議について原則公開とすべきであるが、議案説明会については、理事者側からの一方的な説明であり議員の意見、考えがわかるものではないので、公開する必要はないと考える。
- 議案説明会は廃止して議員自らが勉強して、本会議、委員会に臨めばよいのではないか。常任委員長会議も日程調整だけなら、廃止してよいのではないか。
- 議案説明会は議員の意見がない会議なので非公開。常任委員長会議は公開するまでの内容がないので非公開。会派代表者会議は調整の場として公開になじまない。それ以外の会議については公開してよいと思う。
- 正式に決定される前段階の調整は必要であり、様々なことを話し合える非公開の会議は必要であると思う。そういった調整の場ではないことがはっきりしているものから順次、公開していけばよいのではないか。
- これまでの2年に1回の議会運営の見直しの中で、会議の公開については

幾度となく検討がされてきた経緯がある。よってそのことを十分踏まえて、会議の公開・非公開については検討するべきである。

2 県外視察

副委員長より、視察先、視察目的及び行程が説明され、委員より了承を得た。また今後の視察先との調整により行程に若干の変更があった場合も、正副委員長に一任することも了承を得た。

3 その他

特になし